

平成26年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 平成27年3月27日（金）

【開会】 14時30分

【閉会】 17時10分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 高橋 陽子

委員 濱谷 由美子

委員 吉崎 静夫

委員 中本 賢

教育長 渡邊 直美

【出席職員】

総務部長 原田

総務部担当部長 小田嶋

教育環境整備推進室長 丹野

職員部長 高梨

学校教育部長 芹澤

中学校給食推進室長 望月

総合教育センター所長 江間

庶務課長 小椋

企画課長 野本

庶務課担当課長 田中

カリキュラムセンター室長 佐藤

カリキュラムセンター担当課長 榎原

勤労課担当課長 松浦

指導課長 渡辺

担当係長 外山

書記 今村

【署名人】

委員 吉崎 静夫

委員 中本 賢

1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会臨時会を開会いたします。

2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、14時30分から17時00分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 10名）

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。また、川崎市教育委員会傍聴人規則第2条により本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

異議なしとして傍聴を許可します。以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、人数制限内において同様に許可することよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

また、新聞社より写真撮影をしたいとの申し出がございますが、川崎市教育委員会傍聴人規則第4条により、ただいまから議事事項に入るまでの間に限り、写真撮影を許可してもよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

4 非公開案件

【峪委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件につきましては、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思いますので、お諮りいたします。

報告事項 No. 2 川崎市立中学校の生徒死亡事件については、特定の個人が識別される恐れがあり、公開することにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、また、これから検証結果をまとめる経過途中であり、公開することにより、今後の公正又は適正な意思決定に支障を生ずる恐れがあるため、

非公開とすることよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

5 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第15条」により、吉崎委員と中本委員をお願いいたします。

6 報告事項 I

報告事項 No. 1 川崎市立小中学校学習状況調査報告について

【峪委員長】

カリキュラムセンター室長 お願いいたします。

【カリキュラムセンター室長】

それではよろしく申し上げます。まずお手元の小学校、中学校の報告書を配布させていた

だいておりますが、本日は資料 1 に沿って、今年度の川崎市学習状況調査の概要について、御報告いたします。

資料 1 ページをお開きください。「調査の目的」は、全市的な規模で児童生徒の学習状況を調査することにより、学習指導上の課題を明らかにする。その課題を各学校においては、今後の学習指導法の改善や教育課程編成の工夫等、児童生徒の基礎学力の向上に役立てることでございます。小学校では 5 月 13 日に 5 年生を対象に、国語・算数の 2 教科及び生活や学習についてのアンケート、中学校では 11 月 11 日に全学年を対象に、国語・社会・数学・理科・英語の 5 教科および、2 年生を対象に生活や学習についてのアンケートを実施いたしました。本日は 3 つの柱を立てて御説明をさせていただきます。1 といたしまして、小中学校各教科の全体的な傾向及び主に思考力・判断力・表現力に関わる問題において課題となった点についてです。2 として、生活や学習についてのアンケートのうち、各教科に対する好感度、理解度、有用感についての経年度変化、また新しく追加いたしました自尊心意識、将来に対する意識等についてでございます。3 点目として、調査を基にした具体的な授業改善の提案について、御説明をさせていただきます。

まず 1 の柱、各教科について、小学校の概要です。資料 2 ページをごらんください。領域別の正答率は、話すこと・聞くこと 90.8%、書くこと 62.4%、読むこと 65.1%、伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項 75.6%となっております。記述式の問題の小問ごとに見た正答率は 65.4%であり、特に読む領域は 39.7%と課題が残りました。3 ページをごらんください。具体的な設問で御説明をさせていただきたいと思っております。問題 5 (5) は、植物や動物の関係を図にまとめて説明するために、科学的な文章を必要な分野・語句を選びながら読み、要約する力を問う問題です。必要な「木の実」という言葉が使われていないことが 18.6%という結果でした。問題の指示に従って書くことができないこと、文章の内容を捉え、図の流れに関係付けて表現することに課題があると考えられます。

続きまして 4 ページをごらんください、算数です。観点別の正答率は、数学的な考え方 58.8%、数量や図形についての技能 62.4%、数量や図形についての知識・理解 64.0%となっております。説明や理由を書く問題の小問ごとの正答率が 60%以下で、無答率が 20%を超える問題もあり、やはり説明や理由を書くことに課題があります。5 ページをごらんください。問題 17 (2) は、(1) のまきさんの考えを基に、指示された式から台形の面積を求めるために、図に矢印を書き入れて考え方を記述する問題です。無答率は 21.5%、「長方形」という言葉が使われていないことが 12.9%でした。このことから、台形を長方形に変形して面積を求めることができていないこと、用語を正しく用いることができないことが考えられます。しかし、この問題は類似問題での経年比較を取っており、正答率は年々上がっており、考え方を説明することや友達の様式や図を読み取ることを大切に指導してきた成果が表れていると推察しております。

次に中学校の概要です。ここでは時間の関係で中学 2 年生の 5 教科のうち、社会、理科、英語について御説明いたします。社会科ですが、8 ページをごらんください。小問別の問題

内容と結果正答率をごらんください。社会科では正答率に着目し、歴史的分野は40%以下、地理的分野は50%以下の問題を分析いたしました。歴史、地理両分野とも資料から読み取ったことと既習事項を関連付けて解答する点に共通した課題があることが明らかになりました。9ページをごらんください。(ウ)は南アメリカの気候について、雨温図と略図から既習事項と読み取ったことを関連付けて解答する問題です。(オ)は南アメリカの輸出品の変化について複数の資料から読み取ったことを関連付けて解答する問題です。正答率は(オ)が71%に対して、(ウ)は44%と、この2つの問題で27ポイントの差が表れました。(ウ)の問題では資料からは読み取れない「赤道付近は気温が高い」など、既習事項を活用する必要があります。既習の知識や概念と、資料から読み取った事実を関連付けるなど、既習したことを活用する点にまだ課題があると考えております。

次に理科です。12ページをお開きください。観点別の正答率は、科学的な思考・表現49.6%、観察実験の技能57.0%、自然事象についての知識・理解52.3%となっており、科学的な思考力、表現力に課題があります。13ページ問6は、電熱線に電流を流して水を温めたとき、水の温度上昇と電流を流した時間との関係をグラフから読み取る問題です。正答率は選択肢①②⑤の完全回答で、正答率は38%でした。選択肢③を選んだ誤答が多いことから、観察実験の結果である2つのグラフを比較して解釈する思考力に課題があると考えられます。

最後に英語です。14ページをお開きください。観点別の正答率は、外国語表現の能力13.8%、外国語理解の能力55.4%、言語や文化に関する知識・理解54.6%となっており、外国語表現の能力に課題があります。15ページ問8は、実生活でありうる場面において、状況を判断し、学習した表現を用いて自由に解答する問題です。正答は複数あり、日本語の内容に合う適切な表現で、文法や語順の誤りのない解答を正答としております。実際の解答をみますと、意味が伝わる英文にはなっているものの、単語のつづりが不正確であること、文法などが誤りがあるなど、正しく書くことにまだ課題があります。また、無回答率が高い理由は、日本語の表現にある基本的な英語表現が定着していないということも、一方で推察されます。

次に16ページ、17ページをごらんください。2つ目の柱、各教科に対する児童生徒の好感度・理解度・有用感について、御説明いたします。まず小学校です。好感度「好き」「どちらかといえば好き」と回答した児童は、国語69.3、社会63.2、算数69.8、理科86.5、総合82.4%でした。平成24年度比較は、国語、社会、算数、理科は同程度ですが、総合は3.1ポイント高くなっております。理解度「わかる」「どちらかといえばわかる」と回答した児童は、国語91.1、社会83.4、算数85.1、理科93.6%でした。平成24年度比較は、すべての教科で同程度の結果となっております。しかし、「わかる」だけを見ますと、理科は3.5ポイント高くなっており、理科支援員の配置事業を通して実験や観察を大切に授業が継続的に進められている1つの成果と考えております。有用感「役に立つ」「どちらかといえば役に立つ」と回答した児童は、国語91.6、社会89.2、算数94.5、理科86.7、総合84.8%でした。平成24年度比較はすべての教科等で同等の結果となっておりますが、「役に立つ」

だけを見ますと、社会、算数、総合の3教科は3ポイント以上高くなっております。

次に中学校です。17ページをごらんください。好感度については、国語 62.3、社会 56.9、数学 55.4、理科 59.5、英語 54.8%でした。国語、社会、数学、英語は同程度の結果となっておりますが、理科は6ポイント高くなっております。理解度については、国語 84.7、社会 71.1、数学 71.5、理科 72.9、英語 66.8%でした。平成24年度比較は、国語、数学、英語は同程度の結果となっておりますが、理科は6.5ポイント高くなっており、観察・実験を行い、その結果を基にして思考力・表現力を育む授業の充実が図られた成果であると考えております。有用感については、国語 87.3、社会 57.2、数学 78.2、理科 53.9、英語 76.8%でした。平成24年度との比較では、社会科が低下しておりますが、25年度と比較しますと、2.4ポイント高くなっております。

次に18ページをごらんください。次期かわさき教育プランにあわせて、経年変化で実態把握をしていくため追加した、自尊意識・将来に関する意識等について、御説明をさせていただきます。「自慢できることがいくつある」に「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した児童生徒は、小学校 69.9、中学校 55.5%でした。将来に関する意識として、「将来やってみたいこと」について「よく考える」「たまに考える」と回答した児童生徒は、小学校 85.4、中学校 78.6%です。「自分の住んでいる町がすき」に対して、「とてもすき」「どちらかといえばすき」と回答した児童生徒は、小学校 93.3、中学校 86.5%でした。これらの結果については、来年度以降、経年での変化を注意深く見ていきたいと考えております。

最後に3つの柱に入ります。学力調査を基にした具体的な授業改善の提案について御説明をさせていただきます。20、21ページをお開きください。21ページ上段に掲載されておりますように、調査の結果は分かりやすい公表を児童生徒・保護者に提供することで、学習習慣づくりなど家庭との連携に努めてまいります。また、20ページに掲載されておりますように、報告会、報告書では具体的な授業改善のヒントを解説、提案しております。さらに、学校、研究会とで連携して、調査結果を踏まえ、実際に取り組まれた授業づくり、学校づくりを21ページにありますように、川崎らしさを生かした教育課程編成のための資料及び小中各教科等で『生きる力』をはぐくむ学習指導と評価の工夫改善を通して、継続的に提案をしております。平成27年度は新しいかわさき教育プランのもと、学力調査・授業改善研究事業として、新たにスタートします。全国学力学習状況調査の結果とあわせて分析することで、全国的な成果と課題を踏まえたうえで、本市の成果と課題を適確に把握してまいります。それぞれの調査のよさを補完的に活用し、学力把握と学力向上の取組を進めてまいります。

御報告は以上となります。よろしく願いいたします。

【峪委員長】

はい、ありがとうございました。それでは委員の皆さん、御質問等ありますか。

【吉崎委員】

3つお聞きします。1点目はまず小学校のほうなんです、算数を少し見せていただきまして、今年度もできなかった問題が、報告書の問題7ページ11番の[1]、「約 150cm^2 の面積のものはどれですか。」という問題ですね。これが、多分正解がはがきだと思うんですが、算数の教科書と言った子もいるし、ゆかもいるようですが、50円切手の子もいるんですが。ここは戻って38ページに説明がよく書いてあるんですよ、この解説は。なぜ昨年も悪いのに今年も悪いのか、まあ全国的にも悪いんですが、なぜこれが悪いのか、改善できないのかということですね。つまり実生活につなげようと言っているが繋がらない、ここの分析を見ると2段階の過程の分析がなっていないんじゃないかと思うんですね。例えばどういうことを言いたいかといいますと、 150cm^2 というのが例えば $10\text{cm}\times 15\text{cm}$ とか、面積から縦横の関係の、ある程度概算で出すという形のものにいったん出した上で、どれに当たるものが大きいのかというのを探して、 10×15 を変えてもいいわけですけども、2段階踏まないといけないと思うんですよ、結局は。つまり、50円切手1枚の面積を知っているわけがないんですよ、誰も。だから面積が合うか合わないかということをお問われているのではなくて、ここで大事なことは2段階なんですよ、つまりこれは一緒のことなので、例えば足し算引き算でも答えを求めることはできるんだけど、どういう問題でやったら答えが12になりますか、とか逆にやらせるとできないんですよ、問題を作るということもできないわけです。子どもでも何でもいいんだけど、 4×3 が12になるとか、 2×6 も12になるでしょ、小学2年生で。そういう逆にするのができにくいんですよ、求めるのはできるんだけど、だから一方向に答えを出すのはできるんだけど、問題を作るというのはできないんで、その逆をお問われているわけですよ。 150cm^2 の面積というものはどういう縦横の関係だったら出るのかということをお頭にしながら、1から4に当てはめて考えていくわけですよ、長さを組み替えながら。この2段階のことを分析していないんですよ、実際の大きさと考える経験がないということをおっしゃっているんですが、これは2段階をきちっと踏んでいないからじゃないかということをおっしゃらないと、また同じ問題を来年もなってしまうのではないかと私は思うんです。だから、もう少しきめ細かい指導のことを言ってあげないと、若い先生が増えていきますからね、ただ現実のものを当てはめると言ってもできないんで。逆思考って弱いんですよ、誰も。だけど何でも正解が1つだと思っているから、逆のことができないんですよ、柔軟に。だからそのことをお問われているんで、2つの問題が問われているということをお、答えを求めるだけなら面積はできるけれども、同じ面積でもどういう形のものか、いろいろあるわけですよ、実際は。円になる場合もあるけれども、長方形ですけども。だからそういうことと、実際のものとの両面から考えなければいけないことを分析していないんですよ、実は。だから来年もまた同じことが起こると思うんですけども、この点が1点目。2点目は、中学校も数学を見せていただいたのですが、中1でここが問題だなと思ったんですよ、特に。報告書の212ページの中1の間10番の①、

②、自動車の走った道のりと使用したガソリンの量、単純な正比例でしょう。 $y=20x$ という非常に簡単なものですよ。これは小学校の復習の問題を出しているんでしょう、小学校の正比例の一番簡単なところの1つですよ。そしてその上で1kmのときはどうかということ、 $y=1$ だったら20分の1だということになるんですよ、0.05でも20分の1でもいいんですが、正比例はウでしょ、これって。これってすごい基本ですよ、これが半分ぐらいしかできていませんよね、小学校の一番基本になるようなこのへんが中1の秋の段階で半分しかできなくなったら、今後どうなっちゃうのかということはどうお考えでいらっしゃるのか、つまり小中連携の問題を僕は言っているわけですよ、小学校の基本的なものが半分しかできていない子たちが中学校に行って、本当にこれから難しいいろいろなものをやるわけでしょ、双曲線とかいろいろなことをやるでしょう。これは大丈夫かなと思って、すごく心配になったんですよ、小中連携という問題を考えないと、中学校の問題だけじゃないということをしごく感じたのが2点目です、これをどう考えているのか。3点目は、すごく全体的ないい傾向にいろいろなっているんですが、調査の段階で、学習状況調査ですけれども、携帯を使ってやっていますよね、中学校の119ページですか。(4) テレビ・ビデオ・ゲームの視聴時間実施とかやっていますよね、メディア視聴の。なんでこれがスマホなどの携帯とか今のSNSの状況を調べられていないのかが、私にはまったく分からない。今の子どもたちって、そのネットワークの中に追い込まれちゃっているために、いつまでも勉強時間の合間でも気にしているというか、場合によっては遅くまで非常に気をとられていることがある状況を考えたときに、テレビ・ビデオ・ゲームというのは古典的な調べ方なんですよ。もっとこれSNSとかスマホとかも含めて、時代に合ったものを調べたほうが私はいいと。これもあってもいいんですよ。なぜそれを入れなかったのかということが分からない、その3点です。

【峪委員長】

まず1つずつ、一人ずつ。

【カリキュラムセンター担当課長】

先ほどの2段階の部分ですが、おっしゃるとおりでそのへんの授業改善が必要だと思うんですが、問題を構造化するという部分が欠けている部分であったかなと思うので、少しメッセージをいろいろなところで出していかないといけないなと感じました。

【吉崎委員】

きちんとやらないとまた同じ結果になるから。

【カリキュラムセンター担当課長】

2番目の関数のところなんです、実は中学生は関数が非常に苦手なところで、確かに小

学校のところをしっかりと押さえないで不安は非常に多いと思いますが、この問題に限って言うと、60と3の関係から割りやすいから割ってしまったという例もあるので、飛びついて割ってしまうものを加えたとしても、あと10%か5%程度正答率が増えるだけです。100%に近づくぐらい、押さえていかないといけないところだと思いますので、小学校の復習をしっかりとやってからやるというか、ある程度押さえてから進めるということが必要だと思います。

【峪委員長】

これは小学校ではどこまで扱っているんですか。

【吉崎委員】

正比例は5、6年生でやりますよね。単純な正比例だよ。

【峪委員長】

どの程度やるんですか。

【カリキュラムセンター担当課長】

グラフまで。式化してグラフを書くところまでやっています。最近は比例を理解するために反比例も使ってグラフ化しています。小学校6年生で。

【カリキュラムセンター室長】

補足なんですけれども、基礎・基本の定着というところで、吉崎委員がお話した問題以外でも、もう少し定着をしないといけないところが、1割から3割定着していない状況は、やはり1つ1つ見るとあります。そこは、今やっているきめ細やかな研究指導の推進校の中でもやはり課題になっていて、一見8割だと概ねできているというふうに捉えるのか、2割の子どもの指導をどういうふうにしていくのかというところは、これから議論をしながら考えていながら、きめ細やかな指導では朝自習をしたり、いわゆる少人数の中で既存的な時間を単年度まとめてやったりだとか、これから授業力の向上を川崎ではずっとやってきたんですが、こここのところにスポットを当てていくということも、これから必要だというふう考えております。それから、3つ目のアンケートに関しては、今後やはり変えていかないといけないというふうに思っています。小学校のほうでは校長会から、携帯電話の保有率というアンケートが出たんですが、ただ何パーセント持っているという議論ではないということで、ルールを守っているかというような設問で今年度変えております。来年度に関しては、SNSだとかいろいろ問題が、いいように使っていくところを検討していく分には、ここは来年度少し修正をかけていきたいと思っております。

【峪委員長】

そうですね、今回のこともあったし。

【カリキュラムセンター室長】

子どもたちに意識させるということが大切なので、単にアンケートだけではなくて、自分を振り返って。

【峪委員長】

アンケートに答えることによって、その功罪というものについて考えるという。

【カリキュラムセンター室長】

子どもも保護者のほうにお返しして、考えていますよということで話題にさせていただくということで検討していきたいと考えております。

【峪委員長】

よろしく願いいたします。それでは他のところはどうか。

【高橋委員】

大きく3つ教えてほしいことがあります。吉崎委員とダブるところも一部ありますが、もともとの調査報告書の調査の目的というところで、今御説明をいただいたんですけれども、これを活かして改善していくというところがベースにあって、概要版で授業改善のプロセスをお示しいただいたんですが、提案していった後、こういう結果になりました、これが今の状態です、で、御説明の中で研究会の協力によって提案をしていきます、という話が、これは毎年そうなんだと思うんですけど、じゃあその提案を受けて、本当にどうなったのかという、PDCAのまわし方というのは今どうされているのかを教えてください。2点目は、次期プランのために追加したというアンケートがあります、という御説明の中で、自尊意識、将来に対する意識等、ここに注目したわけですが、次期プランの基本理念「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」「自主・自立」「共生・協働」、そしてこれの説明の中には「誰もが」というのが非常に私は大事だなと思っていて。それでこのアンケートを見ると、抜粋版には良いほうに載っているんですけど、私が注目したのは反対です。本編のほうには載っていて、中学だと120ページから、小学校だと61ページから、このあたり同じ項目が聞かれているわけですが、小学校だと「自慢できること」から「将来やってみたいこと」があって、自慢できること「どちらかといえばそう思わない」というのと「そう思わない」が合計で29.8%云々と出てると、中学校になるとそれがまた同じ項目が44.3%に上がってくると。パーセントで見ると数が捉えられないんですけど、アンケート調査を何人やったのかというのは、約、前後あるけど1万人ありますと。1万人

であっています？1万人の答えがこれというふうに捉えていいですか。

【カリキュラムセンター室長】

小学校5年生と中学校2年生のサンプリングをかけていますので、約1万人です。

【高橋委員】

約1万人ですよ。約1万人だとすると、パーセントを人数に直すと44.3%というとならぬと4400人とかになるんですよ。29.8%ですと2980人ってものすごく多くないかって。これをどのように次期プランの基本理念を置いておいて取り組むかというのは、今の段階で構想があってほしいので、どう捉えているのか聞きたいです。3つ目は同じアンケートの中で、相談できる相手という項目があったんですね。中学校でいうと65ページ、小学校でいうと54ページです。それで、これも反対側を見るわけですけど、相談できる相手って、学校の先生っていうのと友達とか家の人とか塾の先生とかあるんですけど、学校の先生に尋ねることができるといことが非常に低い位置にいるのではないかと。中学校にいくとさらに低くなるんですよ、このあたりはどうしてそうなのかという分析をされているのかが聞きたい。この3つを教えてください。

【カリキュラムセンター室長】

まず1つ目のPDCAサイクルのことですけれども、調査の目的のところ、ここはちょっと確認をしなければいけない部分があるんですけど、1つとしては各学校がPDCAサイクルをやるという部分と、私たち教育委員会がPDCAサイクルをやるというところと、それから個票を返して各保護者が何らかの形で家庭を支えていただくというところの3つがあるというふうには考えております。1つとしてまず私たち教育委員会の立場として、このPDCAサイクルを回していくというところに関して説明をさせていただくと、今回まず大きな流れがあって、全国学力学習状況調査のPDCAサイクルと川崎市立小中学校学習状況調査のPDCAサイクルがあるというふうに考えております。私たちは川崎のPDCAサイクルを独自のものとして大切にしていきたいという中で、何が一番売りなのかを考えたときに、やはり学校と研究会で授業改善を通して示していくというところが一番川崎の強みというか失ってはいけないものだというふうに考えています。今年度、この総則の冊子の中でひとつ新しいプログラムを作ったのが、21ページの5番「各種調査を生かした授業づくり」というところを新しいプロットにしております。具体的にいうと、川崎学習状況調査もありますし全国のもあるんですが、やはり子どもたちの実態をしっかりと見た上で、単なるアンケートとか調査だけで終わってしまうのではなくて、学校がその分析をしっかりといただいて、具体的に目の前の子どもの分析をして実際にどういう授業改善をしていくのかというところをやっている学校の実践を示させていただきました。そこを、やっぱりこういう単なる調査にするのではなくて、こういうPDCAサイクルを回していくとい

うのが川崎のひとつのモデルです、というところを各学校のほうにお願いしていくというのがひとつの PDCA サイクルだと思います。それと教育委員会の施策として、この実態をどういうふうに指標で次のかわさき教育プランに載せていくかというところがもうひとつの PDCA サイクルというふうに今の段階では考えています。

【高橋委員】

もしそれであれば、単体ではあってはいけないと思います。当然のことながら子どもを核に保護者・学校・委員会というお話があったと思いますが、これは連動しなければいけないと思います。それぞれが中核となっているけど、バラバラになっていたら方向性がバラバラになるので、それがちょっと見えにくいなど、今の説明でも。そこはちょっともう一回御検討いただきたいと思います。

【カリキュラムセンター室長】

それから 2 つ目のアンケート、かわさき次期プランに関してですけれども、ここに関しては今年度この 5 つのアンケートをさせていただきましたが、27 年度に関してはもう一度アンケートの見直しをしていきたいという部分があります。具体的にいうと、いわゆる全国学力学習状況調査との関係もございまして、例えば自尊心というものが、全国では「自分にはよいところがあると思いますか」という言い方で聞いております。それから将来に対する夢に関して、「将来の夢や目標を持っていますか」ということで、そういう聞き方を全国ではしているんです。そうしたときに、川崎独自でこの指標をプランの中でしっかり位置付けていったほうがいいのか、全国と合わせて指標として川崎プランのキーワードに沿ってやっていくかというところは、もう一年議論していく必要があるというふうに今は考えています。

【高橋委員】

プランがこの間の段階でかなり意見も言い尽くして、そのときもその場でお願いしたんです。やっぱり、誰もがプランを 10 年のよりどころとして、私たちも含め事務局みんなが、あと先生たちも、このプランをしっかり理解して行動に移さないといけないので、ぜひそういった一人ひとりにそういった意識を持ってほしいというのを、実行がやっぱり大事なんだ、ということをお話した中で、正直言って 1 年待つというのは私はちょっとそういうことじゃないかと、項目とかというわけではなくて、先ほども言いましたようになぜその理念にしたのかということってすごく議論してきたと思うんですね、すごく大事にしてきた。こういう背景も未来の 10 年のために、いろいろなことを考えて、「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」「自主・自立」「共生・協働」ですと、そしてこの説明には何度も言うけど「誰もが」と入っているんですよ。それで、項目で聞いたことで、約 3000 人とか、それは受け止めて行動していくというのは非常に、1 年

待つとかそういう話ではないんじゃないかなということだと思います。

【教育長】

これは1年待つのは、指導を待つという意味ではなくて、この項目の立て方が「自慢できること」とか「将来やってみたいこと」という言葉を使っているわけなんですけれども、今室長から話がありましたように、全国の調査では少し違った聞き方をしているんですね。ですから、自己肯定感とか自尊感情を明らかにするという意味で、「自慢できる」という聞き方が果たして子どもにとって、いわゆる私たちが知りたい自尊感情、自己肯定感につながる問いであったのかどうかというところを少し検討しましょうということで、それをこの次の調査までの間に検討しますという意味で、室長はお話をしたわけです。指導そのものは、この4月からキャリア在り方生き方教育の手引きも全教職員に配布しましたし、推進協力校などを設けて具体的に動いていきます。当然学校ではそれぞれ、学校の経営方針などに今おっしゃられたプランの基本理念など目標を踏まえて、学校経営方針とか学校経営の内容を具体化していくという作業であるかと思いますので、それはこれからスタートすると御理解いただければいいと思うんですね。

【高橋委員】

よかったです。わかりました、よろしくお願いします。

【カリキュラムセンター室長】

相談する割合が先生が少ないということですが、私自身の今の考えでは、個で子どもたちが聞ける時間というのを何らかの形で作っていく必要があるのかなというふうには考えています。実は、きめ細やかな指導で個別で見ている場面があるのですが、授業が終わって子どもたちが集まっているような場面があって、そこでは聞いています。そこにはやはり人数が少なかったり先生が余裕を持って次の時間が空き時間だったりだとか、あと放課後お話を聞けたりとか、そういう時間がいろいろな意味で限られている中で、子どもたちは先生に分からないところは聞きたいんだけど、どういうふうにする時間を作っているのかということ、子どもたちも先生方も悩んでいるということではなにかと思うので、決して先生方に相談しにくいということは、私はないというふうに見ています。

【高橋委員】

質問をしなくてもそういったことが反映されていると、私たちも議論の中でそういう課題がさらに背景としてあるんだなという分析が出ているということで、さらに有効に使えるかなと思うので、そこは理解しました。その背景としての課題も改善していかなければならないということも共有しましたので、お願いします。

【峪委員長】

室長がおっしゃったことは非常に大事かもね、学校の先生に聞くタイミングを子どもが取れないままに、その日の学校が終わるといふ。それを毎日繰り返していたら、相談することもないでしょうね。

【吉崎委員】

ただ心理学の研究によると、先生には聞きにくいんですよ、何を聞いてもいいってわけがないので。つまり自分が聞きたいことがわかっていれば聞きやすいわけ、つまりできないことがわかっている子は聞きやすいわけ。何でも聞けるのは、友達なら聞けるわけ。

【峪委員長】

そうだね。

【吉崎委員】

先生は評価する人でしょう、だからそうすると一定の、分かっていることと分からないことが理解できる子は尋ねられるんだけど、何が分からないかよく分からない子は聞きにくいんですよ。ということは、これはただ聞ける率がどうかということよりも、学力の下位の子が聞けるためにはどうしたらいいかということを考えないと、それはもっと単純なことではないんですよ、実は。ただ上位の子なんて聞かなくたっていいわけ、そういう子が逆に聞きに来るんですよ、10のうち8分かかっていて2だけ聞きに来るんだから、分かっていることを。そういうことよりも10のうち8分かかっていない2の子は聞きにくいんですよ、そういう心理的状况というんですか、求めることに関してはすごい抵抗があるんですよ子どもって、評価されますからね。だからそのへんのところをよく理解されて、そこまで聞くのは難しいんですけどね、本当はどういう子が聞きにくいのかということのほうが結局大事なんですよ、むしろ。何パーセント聞きますなんてことをやったら、本当は何の意味もないんですよ。もっと突っ込んだ議論で聞かないと、本質の改善にはならないですね、それは心理学の研究ですよ、救いを求めるということの研究の求める意味というのは。

【カリキュラムセンター担当課長】

PDCAの部分の付け足しになるんですが、実は小学校の場合は毎年結果が出た9月に、全学校の先生を集めて、今年の結果とこういうことに注意してください、という会をやっています。中学校のほうは、教科によってまちまちなんですが、各教科、年度内に教科主任会というところで、全部の学校が集まりますので、そこで今年の結果と授業改善、あるいは教科総会というところか、そのどちらかの部分で今年の結果というところは報告と提案

等を行っています。十分かどうかというとなんですけど、先ほどの吉崎委員のお話なども入れてできるのかなと。

【高橋委員】

以前、これの調査を参考にだったか、中学校から小学校にフィードバック、この話じゃなかったときに、小中連携かなんかで中学校からこういう課題がありましたよ、と管轄の小学校にフィードバックして一緒に勉強しているというエリアが確かあったかと思えますけれども、そういうのが好事例というか、そういうものをもっと深く提供していくことによって、さらに今の話だと中学校と小学校の、という先ほどの吉崎委員の疑問点と連動するので、いいんじゃないかと思えます。

【峪委員長】

自尊感情の低さというのも、何かこう、日本人の国民性というか、そういうところもありますよね。なかなか、かなりの高い水準においてそれにはまだ自分は至っていないという謙虚さというか、課題意識の強さというか、そういうのはありますよね。私の経験では、海外から転校してきた子は、遥かに日本の子どもよりも学力が低いんだけど自信満々なんですよ。

【吉崎委員】

ほとんど根拠のない自信というか。

【峪委員長】

笑えそうぐらいに自信を持っているんだけど。

【濱谷委員】

自分をアピールするのが上手ですよ。

【峪委員長】

上手だね、国民性ってありますね。その良し悪しというのはあるんだけど、やっぱり自尊意識を持つことのよさ、日本国民も自覚するべきだと思うんですけどね。その他どうでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、御質問がまだあるかもしれませんが、今後よろしく願いいたします。それでは、承認ということでよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認といたします。

7 議事事項

議案第76号 教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

【峪委員長】

庶務課担当課長、勤労課長 お願いいたします。

【庶務課担当課長】

それでは、議案第76号「教員特殊業務手当の支給に関する規程の一部を改正する訓令」の制定につきまして御説明いたしますので、2ページをごらんください。

制定理由でございますが、「教員特殊業務手当の額を改定するため、この訓令を制定するもの」でございます。

今年2月から3月にかけて開催された平成27年第1回市議会定例会におきまして、市立高等学校の教員が行った非常災害時の緊急の業務などに対して支給する教員特殊業務手当の上限額を引き上げるための、「川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例」の一部改正が可決されました。これに伴い、総務局労務課が所管する同条例施行規則の一部改正が行われ、今年23日に公布されましたので、この度、教育委員会が所管する「教員特殊業務手当の支給に関する規程」の一部改正を行い、教員特殊業務手当の支給額を定めるものでございます。

改正内容について説明いたしますので、3ページをごらんください。「教員特殊業務手当の支給に関する規程」の新旧対照表でございます。右側が改正前、左側が改正後の条文でございます。この訓令は、手当の支給に関し必要な事項を定めるものでございます。第3条において教員特殊業務手当それぞれの支給額を定めておきまして、この度、その金額について、第1号の「6,400円」を「7,500円」に、第2号の「6,000円」を「7,000円」に、第3号および第4号の「3,400円」を「4,000円」に、第5号の「2,400円」を「2,800円」に、それぞれ改めるものでございます。また、4ページにまいりまして、第4条及び別記様式につきましては、現在の手当の支給等の事務は職員情報システムによって行われており、教員特殊業務手当実績整理簿等は使用されておきませんので、この度、削除するものでございます。

1ページに戻っていただき、附則でございますが、平成27年4月1日を施行期日と定めるものでございます。

なお、5 ページに今回の金額の改定について一覧がございますので、ごらんください。
説明は以上でございます。御審議の程よろしく願いいたします。

【峪委員長】

質問等ありますか。ないようですので、原案のとおり可決してよいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。

議案第 77 号 川崎市教科用図書選定審議会規則を廃止する規則の制定について

【峪委員長】

庶務課担当課長、指導課長 お願いいたします。

【庶務課担当課長】

それでは、議案第 77 号「川崎市教科用図書選定審議会規則を廃止する規則」の制定について、御説明申し上げます。

はじめに、2 ページをごらんください。制定理由でございますが、「川崎市教科用図書選定審議会規則を廃止するため、この規則を制定するもの」でございます。

5 ページをごらんください。こちらは、平成 27 年第 1 回市議会定例会におきまして可決され、今年 23 日に公布された、「附属機関設置条例」でございます。この条例により、8 ページの太枠で囲んである部分ですが、教科用図書選定審議会を附属機関として設置することが定められたため、この度、この審議会の設置を定める規則を廃止するものでございます。

恐れ入りますが、1 ページにお戻りください。

附則でございますが、条例の施行日とあわせて、「この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する」と施行期日を定めるものでございます。

なお、3 ページから 4 ページに、今回廃止する規則を添付しておりますので、後ほどごらんください。

以上、御説明申し上げます。御審議の程よろしく願いいたします。

【峪委員長】

御質問ありますでしょうか。それでは原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。

議案第78号 川崎市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則の制定について
議案第79号 川崎市教育委員会教育長職務代理者規則を廃止する規則の制定について
議案第80号 川崎市教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則の制定について
議案第81号 川崎市教育委員会公用文に関する規程及び川崎市教育委員会職員研修規程の一部を改正する訓令の制定について

【峪委員長】

これらはいずれも、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う議案ですので、一括して審議するというところでよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは一括して審議いたします。庶務課担当課長、勤労課長 お願いいたします。

【庶務課担当課長】

それでは、議案第78号から第81号につきまして御説明いたします。これらはいずれも、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う議案でございますので、一括して御説明申し上げます。

初めに、議案第78号「川崎市教育委員会会議規則等の一部を改正する規則」の制定について御説明いたしますので、議案第78号の議案書4ページをごらんください。制定理由でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するもの」でございます。なお、同様の理由での改正ですので、6本の規則を一度に改正するものとなっております。

規則の構成について御説明いたしますので、1ページをごらんください。

第1条では「川崎市教育委員会会議規則」の一部改正について、

第2条では「川崎市教育委員会傍聴人規則」の一部改正について、
第3条では「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」の一部改正について、

第4条では「川崎市教育委員会事務局事務分掌規則」の一部改正について、
2ページにまいりまして、第5条では「川崎市教育委員会公印規則」の一部改正について、
第6条では「川崎市教育財産管理規則」の一部改正について、それぞれ規定しております。
改正内容について説明いたしますので、5ページをごらんください。こちらは、「川崎市教育委員会会議規則」の新旧対照表でございまして、委員会の会議その他議事の運営について必要な事項を定めるものでございます。こちらにつきましては、第1条で引用している、法律の条が繰り下げられたことに伴い、「第15条」を「第16条」に整備するものでございます。また、新制度では、教育長と委員長とが一本化され、教育長が現在の委員長の職務を担うこととなりますので、規則の規定のうち「委員長」を「教育長」に改める必要があるため、第2条、第4条、第5条と6ページの第8条から第12条、7ページの第15条、第16条、第17条を改めるものでございます。

8ページをごらんください。こちらは「川崎市教育委員会傍聴人規則」の新旧対照表でございまして、教育委員会の会議の傍聴について必要な事項を定めるものでございます。こちらにつきましても、「委員長」を「教育長」に改めるため、第2条から第4条と、9ページの第6条、第7条を改めるものでございます。

10ページは、「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」の新旧対照表でございまして、教育委員会が教育長に委任する事務等について定めるものでございます。こちらにつきましても、第1条で引用している法律の条の整備を行うとともに、改正後の法律第25条第3項におきまして、「教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第1項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。」と定められましたので、11ページにございまして、第2条の第2項として、「特に必要があると認めるとき又は委員会からの求めがあった場合には、その事務の管理及び執行の状況を委員会に報告する」と定めるものでございます。

12ページは、「川崎市教育委員会事務局事務分掌規則」の新旧対照表でございまして。この規則は、事務局の内部組織及びその事務分掌を定めるものでございまして、改正内容は、第1条で引用している条の整備を行うものでございます。

13ページは、「川崎市教育委員会公印規則」の新旧対照表でございまして、委員会及び学校その他の教育機関において使用する公印の名称等、公印について必要な事項を定めるものでございます。こちらにつきましては、教育長と委員長が一本化されることに伴い、第2条の「委員長」を「教育長」に改め、14ページにございまして、別表第1と別表第2にある、委員長の公印及び委員長職務代理者の公印についての規定を削除するものでございます。

15ページは、「川崎市教育財産管理規則」の新旧対照表でございまして。こちらの規則は、

教育財産の管理等について必要な事項を定めるものでございまして、こちらも第1条で引用している条の整備を行うものでございます。

3ページにお戻りください。附則でございしますが、第1項は、平成27年4月1日を施行期日と定めるものでございます。第2項は、教育財産管理規則を除く5つの規則につきまして、「この規則の施行の際現に在職する教育長が、なお従前の例により在職する間においては、改正後の規則の規定は適用せず、この規則による改正前の規則の規定については、なお効力を有する」と、経過措置を定めるものでございます。

続いて、議案第79号「川崎市教育委員会教育長職務代理者規則を廃止する規則の制定」について御説明いたしますので、議案第79号の議案書2ページをごらんください。制定理由でございしますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、川崎市教育委員会教育長職務代理者規則を廃止するため、この規則を制定するもの」でござい

ます。内容について説明いたしますので、3ページをごらんください。こちらは、廃止をいたします「教育委員会教育長職務代理者規則」でございします。現在、教育長の職務を代理する職員につきましては、こちらの規則のとおり事務局の職員が定められておりますが、法律の一部改正により、教育長の職務代理者は教育委員会の委員を指名することが定められたため、現在の規則を廃止するものでございます。

1ページにお戻りください。附則でございしますが、第1項は施行期日を、第2項は経過措置を定めるものでございます。

続きまして、議案第80号「川崎市教育長の職務に専念する義務の免除に関する規則の制定」について御説明いたしますので、議案第80号の議案書3ページをごらんください。制定理由でございしますが、「川崎市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定に伴い、教育長の職務に専念する義務の免除に関し必要な事項を定めるため、この規則を制定するもの」でございします。

1ページをごらんください。第1条は規則の趣旨について定めるものでございまして、平成27年第1回市議会定例会で可決され、今月23日に公布された「川崎市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例」の規定に基づき、規則を制定するものでございます。第2条は、教育長が職務に専念する義務を免除される場合について、9つの項目を定めるものでございます。

2ページにまいりまして、附則でございしますが、第1項は施行期日を、第2項は経過措置を定めるものでございます。

続きまして、議案第81号「川崎市教育委員会公用文に関する規程及び川崎市教育委員会職員研修規程の一部を改正する訓令の制定」について御説明いたしますので、議案第81号の議案書2ページをごらんください。制定理由でございしますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を行うため、この訓令を制定するもの」でございします。

1 ページにお戻りください。こちらにつきましても、議案第78号と同じく、同様の理由で2本の訓令を改正するものでございまして、

第1条は、「川崎市教育委員会公用文に関する規程」の一部改正について、

第2条は、「川崎市教育委員会職員研修規程」の一部改正について、定めるものでございます。

どちらの訓令につきましても、引用している法律の条が変わることに伴い、それぞれの規定を整備するものでございます。

附則でございしますが、第1項は施行期日を、第2項は経過措置を定めるものでございます。

以上、議案第78号から第81号について、御説明申し上げました。

御審議の程よろしくお願いいたします。

【峪委員長】

それでは、一括して審議を行います。何か質問はございますか。よろしいですか。

それでは採決は1つずつ行います。まず議案第78号につきまして、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。続いて、議案第79号につきまして、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。続いて、議案第80号につきまして、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。続いて、議案第81号につきまして、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは、原案のとおり可決いたします。

【峪委員長】

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退席くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

8 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 2 川崎市立中学校の生徒死亡事件について

総務部担当部長が説明した。

報告事項 No. 2 は承認された。

9 閉会宣言

【峪委員長】

本日の会議はこれもちまして終了いたします。